

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245541
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文本町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番39	田	589		116番から分筆 〔昭和46年6月4日〕	
余白	宅地	589	75	②③昭和47年10月1日地目変更 〔昭和48年3月28日〕	
1番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年5月15日 第5989号	原因 昭和49年4月1日売買 所有者 岩 見 沢 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (1 / 8)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245542
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番40	田	2353		116番から分筆 〔昭和46年6月4日〕	
余白	宅地	2353	74	②③昭和46年11月10日地目変更 〔昭和46年12月14日〕	
2番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年6月13日 第7300号	原因 昭和48年4月1日売買 所有者 岩 見 沢 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (2 / 8)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245543
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番59	田	577		116番41から分筆 〔昭和48年3月8日〕	
余白	宅地	577	15	②③昭和47年10月1日地目変更 〔昭和48年3月28日〕	
3番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年5月15日 第5989号	原因 昭和49年4月1日売買 所有者 岩 見 沢 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (3/8)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245544
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文本町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番41	田	1723		116番から分筆 〔昭和46年6月4日〕	
余白	余白	1146		③116番41、116番59に分筆 〔昭和48年3月8日〕	
余白	宅地	1146	60	②③昭和48年12月25日地目変更 〔昭和49年3月18日〕	
4番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和60年12月20日 第16216号	原因 昭和50年4月1日売買 所有者 岩 見 沢 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (4/8)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245545
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番61	田	3578		116番42から分筆 〔昭和49年3月7日〕	
余白	宅地	3578	53	②③昭和48年12月25日地目変更 〔昭和49年3月18日〕	
5番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和60年12月20日 第16216号	原因 昭和50年4月1日売買 所有者 岩 見 沢 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (5 / 8)



1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245546
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番42	田	4961		116番から分筆 〔昭和46年6月4日〕	
余白	余白	1383		③116番42、116番61に分筆 〔昭和49年3月7日〕	
6番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	
余白	宅地	1383	36	②③昭和52年9月27日地目変更 〔平成11年10月19日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和46年6月4日 第5306号	所有者 岩 見 沢 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (6/8)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245547
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文本町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番60	田	2993		116番43から分筆 〔昭和48年3月8日〕	
余白	宅地	2993	00	②③昭和47年10月1日地目変更 〔昭和48年3月28日〕	
7番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年5月15日 第5989号	原因 昭和49年4月1日売買 所有者 岩 見 沢 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (7/8)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000245548
地図番号	Q3-20	筆界特定	余白		
所 在	岩見沢市志文本町			余白	
	岩見沢市志文本町一条六丁目			昭和49年8月1日変更 昭和49年8月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
116番43	田	3757		116番から分筆 〔昭和46年6月4日〕	
余白	余白	764		③116番43、116番60に分筆 〔昭和48年3月8日〕	
8番	余白	余白		①変更 〔昭和49年8月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日	
余白	宅地	764	72	②③昭和52年9月27日地目変更 〔平成11年10月19日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和46年6月4日 第5306号	所有者 岩 見 沢 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日
札幌法務局岩見沢支局

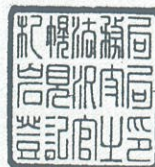
登記官

滝 本 悦 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55141 (8 / 8)



1 / 1